

平成24年(ラ)第12号

抗告人 A1～A12

相手方 郡山市

申入書

平成24年3月28日

仙台高等裁判所 御 中

抗告人ら代理人

弁護士 神 山 美智子

同 安 藤 雅 樹

同 安 藤 絵美子

同 笠 原 一 浩

同 菅 波 香 織

同 越 前 谷 元 紀

同 柳 原 敏 夫

同 井 戸 謙 一

同 斎 藤 利 幸

同 福 田 健 治

1 原告人らは、本件申立てにおいて、原告人らの被ばく環境が、我が国が法律で定めている一般公衆の被ばく限度年間1ミリシーベルトをはるかにこえることから、原告人らの人格的利益が重大な危険にさらされていると主張した。これに対し、原審裁判所は、「100ミリシーベルト未満の放射線量を受けた場合における晩発性障害の発生確率について実証的な裏付けがない」こと、「4月19日付文科省通知において年間20ミリシーベルトが暫定的な目安とされたこと」等を理由として、原告人らの生命身体に対する切迫した危険性が発生するとまでは認めることができないと判断した。

2 よって、原告審においては、100ミリシーベルト以下の低線量被ばくにおいて、どのような健康被害のリスクがあるのかが争点とならざるを得ない。

この点、原審において、低線量被ばくが健康障害をもたらす危険性についての立証活動において、コペルニクスの転回となったのが昨年9月8日に作成・提出された矢ヶ崎克馬琉球大学名誉教授の意見書（甲49）であった。

チェルノブイリ事故による健康被害の実態について最も知悉している日本人の一人である菅谷昭松本市長¹は、福島第一原発事故から1年経過した本年3月12日のインタビューでこう指摘した「私は福島で原発事故が起きた当初から、放射能汚染の問題についてはチェルノブイリに学び、チェルノブイリから情報を収集することが大事だと訴え続けていた。」（近日中に追加の証拠として提出。別紙「政府、汚染の深刻さを未だ理解せず」1頁）。にもかかわらず、この最重要な指摘は今なお無視されている。なぜなら「そもそも日本では、放射能汚染基準として世界中が採用しているチェルノブイリ基準を採用していない。これも驚くことだ」（同上）からである。

そのような中で、郡山市の子どもたちに今後発生するであろう甲状腺のがん等に

¹ 同氏は1996年から2001年までの5年半、ベラルーシに赴き医療支援活動にあたった。

ついて、チェルノブイリ事故との対比を初めて具体的に行ったのが上記の矢ヶ崎氏の意見書（甲４９）であった。この意見書の提出により原審裁判所は当初予定していた審理終結を急遽撤回し、異例の審理継続を表明した。この審理継続の中で、郡山市の子どもたちに今後発生するであろう甲状腺以外の様々な疾病について、チェルノブイリ事故との対比を初めて具体的に行ったのが松井英介岐阜環境医学研究所長の意見書（甲７２）であった。

しかし、原審裁判所は、これらの意見書が警鐘する健康被害の重要性を直感しながらも、他方で、内容が専門的なこともあって、結局、その正しい意味を理解できないまま、決定の中で「これらの意見が指摘する放射線の内部被ばくの危険性は決して軽視することができるものではないが、個々の債権者らについて、その具体的な内部被ばくの有無及び程度は明らかにされていない。」（１９頁）という初歩的な誤解に基づいて、これらの最重要な指摘を全て斥けてしまった（この初歩的な誤りについては、甲１０４矢ヶ崎意見書(４)の7(3)参照）。そのような誤読の結果、原発事故の被害者である原告人らはこの間ずっと放射能汚染地域でいわれなき被ばくを受け続けている。これは許し難い事態というほかない。

ところで、昨年９月の矢ヶ崎意見書以後半年間で、もはやチェルノブイリではなくて、ふくしま自身において低線量被ばくによる健康被害の可能性を示唆するデータが明らかとなった。この重大な事実を踏まえ、原告審においては、そのデータが意味するところを正しく理解し、正しい対策を取るために矢ヶ崎意見書(４)（甲１０４）を提出した。この意見書から導かれる結論は、上記の菅谷昭松本市長の見解と同様、次のことである。「子どもの健康保護を具体的に急がなければならないことを示しているのです。特に、子どもの教育を安全な場所で展開する必要に迫られていて、すぐさまの疎開が求められることを示しています。」（甲１０４矢ヶ崎意見書(４)３頁）。

すなわち、もし裁判所が判断を間違えた場合、それは取り返しのつかない重大かつ深刻なものであり、それゆえ原告審裁判所におかれては、原審裁判所がおかした

ような意見書の誤読を二度と反復することがないように切に求めるものである。とはいえ裁判所もまた科学については一般市民と同様、素人であることに変わりはない。そこで、これらの意見書を正確にご理解いただくため、裁判所の疑問点・不明点を解明する手段として、参考人として、矢ヶ崎克馬琉球大学名誉教授の審尋を実施されたく申し出るものである。

3 仮に、参考人の審尋までは必要がないと判断される場合でも、これらの意見書作成に関わった抗告人ら代理人が裁判所に対し、主張の内容を口頭でご説明させていただきたく、当事者審尋の機会を与えていただきたい旨申し出るものである。

以 上